

(別紙)

2022年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料の改定

※2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2022年4月1日以降に適用する前納払込保険料について改定します。なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化及びその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

前納払込保険料の例

月払保険料（窓口払込み）を10,000円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込年月数	改定前	改定後	増減率
3月分	29,400円	<u>29,400円</u>	0.00%
6月分	58,500円	<u>58,500円</u>	0.00%
1年分	116,500円	<u>116,500円</u>	0.00%
2年分	232,900円	<u>232,900円</u>	0.00%
5年分	582,100円	<u>582,100円</u>	0.00%
10年分	1,164,100円	<u>1,164,100円</u>	0.00%
15年分	1,742,100円	<u>1,739,700円</u>	▲ 0.14%
20年分	2,308,100円	<u>2,298,300円</u>	▲ 0.42%
30年分	3,413,600円	<u>3,376,100円</u>	▲ 1.10%

なお、1987年8月31日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。